令和元年度(平成31年度) 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R元.12.10現在)

		(R元.12.10現在)					
番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分(許可番号) 再生利用業の区分(指定番号)	処分内容	処分年月 日	処分理由(改善命令の内容)	根拠法令	備考
1		小諸市大字塩野字南ヶ原 4128番地3		事業停止命 令 全部停止 90日間	H31. 4. 26	【命令内容】 再生活用業の全部停止90日間 (令和元年(2019年)5月2日から 令和元年(2019年)7月30日まで) 【処分理由】 条例第22条に定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に適合しない処理(指定産業廃棄物の流出)が行われたことに対し、平成31年1月31日付け長野県佐久地域振興局達30佐地環第150号の改善命令書により措置を講ずるよう命じたが、履行期限までに措置が講じられなかったため。	条例第25条	
2	有限会社アイヨ 代表取締役 塩谷 文博	兵庫県加古川市加古川町北在 家372番地の6	産業廃棄物収集運搬業 (2009151250)	許可取消	R元. 7. 3	有限会社アイヨは、令和元年5月8日に神戸地方裁判所姫路支部において、破産手続の開始決定がなされた。このことにより、有限会社アイヨは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	
3	有限会社丸屋工業 取締役 原 陽子	伊那市山寺3154番地1	産業廃棄物収集運搬業 (2003122587)	許可取消	R元. 9. 30	有限会社丸屋工業は、令和元年8月13日に長野地方裁判所伊那支部において破産手続の開始決定がなされた。このことにより、有限会社丸屋工業は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)	法第14条の3の2	

4		愛知県名古屋市港区八百島二 丁目907番地の 2	産業廃棄物収集運搬業 (2009120817)	許可取消	R元. 9. 30	有限会社宮野商店は、令和元年9月5日に名古屋地 方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、有限会社宮野商店は、法第14条第 5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの 欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第 1項第4号該当)	法第14条の3の2	
5	日興運輸株式会社 代表取締役 清水 生樹	富山県富山市高島3番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2009148909)	許可取消	R元. 12. 10	法違反により、日興運輸株式会社は平成29年8月17日に、日興運輸株式会社の役員は平成29年8月18日に、富山簡易裁判所においてそれぞれ罰金刑が確定し即日執行された。このことにより、日興運輸株式会社は法第14条第5号第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に、日興運輸株式会社の役員は法第14条第5項第2号ニに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第1号及び第2号)	法第14条の3の2	